

# 第3回巴川水系流域委員会での意見等

第3回流域委員会(H19.11.28)における質疑応答を取りまとめたものである。  
河川整備計画(原案)の関連するページを青字にて示している。

No.	意見・提案	回答・対応方針
<b>整備計画策定について</b>		
1	河川整備計画策定に当たっては、300年、400年先を見据えた長期的展望に立って検討して頂きたい。これからの将来を思えば、30年は決して長いとは思わない。後になって感謝されるような整備を実施して欲しい。	原案P58、P60
<b>治水について</b>		
2	安倍川は昔は氾濫が心配だったが今は安心して暮らせるようになった。巴川は、もっと治水安全度を向上させる必要があると思う。	原案P60、64
<b>景観について</b>		
3	景観というのは地理学的な用語であって、単なる眺めではなく、その眺めの中に生態系を含むものである。景観も生物が形づくるということを念頭に置いて考えて頂きたい。	第4回流域委員会で、「利用」「環境」「人とのかかわり」に関わる部分をご説明させて頂く予定である。 原案39～57、62～63
4	景観には人間がいて動植物の生息・生育あってこそ景観だと思う。しかし日本では、景観というと、見た目、建物、植栽などのイメージを持ってしまい、ただ単に表面的な色や、人間中心の偏った考えばかりがまかり通ってしまい、「建物さえ統一すればいい」、「色を統一すればいい」という考え方には、違和感を覚える。	
<b>流域住民への説明について</b>		
5	事業は、計画・設計・実施と進められていくが、実際に整備された遊水地が、当初に説明された計画と大きな差異が生じていると、地域住民が混乱してしまうので、実施段階においても、遊水地が整備されていく状況などを、地域住民にしっかりと説明して頂きたい。	できるだけ分かりやすい挿絵とか、PowerPointなどを用いて、理解されやすいような資料を作成して参りたい。また今後予定される意見交換会では、分かりやすさを念頭に置いて、流域住民の方々に詳しく説明をしていきたい。
6	河川設計にあたり、川を見せていく、においをかいでいく、水をさわっていく、というような川と触れ合う親水的な考え方を設計図に示してほしい。断面図を描いて、引出線や数値を入れて、という過程の中に、人間の絵などを入れた分かりやすい設計図を作成して頂きたい。	今後流域住民の方々と意見交換会を開催していくことになる。できるだけ現実に即した、わかりやすい資料をお示しできるよう努めて参りたい。
7	「災害」や「水害」更に「河川」に関して、流域住民がちゃんと意識を持つように社会を変えていかねばならないと思う。流域住民が道路や河川に対して関心が高いとはいえない中で、どのようにしてそれぞれに危機感とか理解を深めていくかということも、河川整備計画の中で重要な柱になってくるのではないかなと思う。	DVD或いはビデオを用いて視覚的に流域住民に説明していく方法は、良い方法だと思うので、できるだけわかりやすい説明ができるよう努めて参りたい。
8	広葉樹は「治水」の観点では、大雨のときに保水能力を発揮し、春には美しい「新緑」と、地域の中で役に立っている。こういった視点を住民一人一人がもう少し理解を深めて頂きたい。それには「教育」が必要であり、また、6m程度の広葉樹であれば、保水能力はバケツ何杯分にあたり、それが何本もあれば、運動場1杯分ぐらいになるなど、保水能力を持つ身近なものを数値化し、分かりやすく伝えることも必要である。	原案P79
9	プレゼンテーションについて、小学生を対象にしたパンフレットは非常にいいものだなと思う。こういうものとプレゼンテーションのビデオやDVD等を配布・上映するなどして、地域住民に説明されていかれたらいいのではないかなと思う。また大人を対象にするのではなく、子ども達も対象にして、治水や環境について興味を持たせていくような考え方が良いと思う。	
10	文化財の展示方法一つを取りましても、後世の人々のために残していくという文化財保存の考え方から、敢て暗く展示しているのですが、照明をもっと明るくして欲しい等の意見をしばしば頂くことがあり、住民からの理解を得る事は、非常に苦勞を要することと感じている。	
<b>総合学習について</b>		
11	巴川とともに発展してきた地域の小学校・中学校の総合学習プログラムに、川を学ぶというプログラムを取り入れてほしいと思う。また、その講師を是非地域の住民に担ってほしい。社会教育や学校教育と連携して、例えば小学校6年生の数時間程度を、川を学ぶという総合学習プログラムにあてていく等の必要性があると思う。第2工区が完成するまでに、このような総合学習プログラムの確立は可能であり、むしろ進めていかなければ、流域住民への教育が図れないだろうと思う。まちづくりや川づくりを担う部署が、学校教育に入るというのは難しいと思うが、試みとして取り入れて頂きたいと思う。	総合学習について、静岡市でも今年度から環境教育に力を入れており、麻機遊水地を舞台に環境教育活動をされている方々がたくさんおられる。我々も、麻機遊水地の空中写真を用いるなどして、麻機小学校の4年生を対象に、環境教育を実践しているところである。「総合治水対策のご案内」を始めとする大人用のパンフレットはたくさんあるが、子供用のパンフレットがないということで、短期計画に位置づけ子供用のパンフレットを作成しているところである。環境教育に土木事務所も積極的に参加していきたいと考えている。 原案P79
12	恐らく今は、過去の遺産の中で生きており、我々は積極的に自然環境を取り戻していかなければならないと思う。総合学習について、河川行政に携わる職員の方々は、小・中学校へ行かれて、川の話などされたことがあるか。	
13	農林事務所も1つの業務として環境教育を実践しているので、農林事務所の力も併せて発揮させて頂きたいと考えている。	
14	総合学習(環境教育等)について、小・中・高と積極的に取り組み、この取り組みが、巴川と人との関わりに対して長期的に役立っていくと思う。	
15	河川の歴史や文化の伝承といった記述が出てくる。河川法も「治水」「利水」「環境」の3つが主体になっており、「治水」は河川文化に繋がってくるものだと理解しているので、ここに「河川文化」という言葉を、使って頂きたいと思う。	
<b>静岡市が管理する支川整備について</b>		
16	「三面張りにならざるを得ない傾向」という記述を削除していただきたい。	削除することについては問題ないが、小河川については本当に用地幅が狭い場所で施工せざるを得ない箇所が多々あるという実情があるということもお考えいただきたい。(静岡市)
17	治水面を考慮すれば、「ここはしっかり守らなければいけない」という箇所は強固な形にする必要がある。しかし整備の理念は「自然と共生できる川づくり」を目指すべきで、非常に重要なことなので、しっかりと理解していただきたい。	本流域委員会で策定を目指す「河川整備計画(法定計画)」の対象は、二級河川の区間になるので、この点を考慮して頂きながら、流域全体を視野に入れた議論をして頂きたい。 大変ご意義ある意見として尊重させて頂く。(静岡市)
<b>水質について</b>		
18	静岡市では、「合流改善アドバイザー会議」が設置され、雨水貯留について議論を交わし、国土交通省に提案して認可されたという話を聞いている。その後どのように展開されているのか不明だが、この考え方にある程度近いところがあるため、すり合わせをされた方がよろしいかと思う。	合流改善計画については、委員にご検討頂いている。合流改善に伴う貯留管の設置計画は、現在も持っており、貯留管の目的は、あくまで水質改善であった。今後、貯留管の設計等に取り掛かるにあたり、浸水対策も含めたような形で検討してまいりたいと考えている。(静岡市)
19	「合流改善アドバイザー会議」で議論された雨水貯留に関して、国土交通省で認可された計画は、現在も継続されているのか。	はい。(静岡市)

## 第3回巴川水系流域委員会での意見等

第3回流域委員会(H19.11.28)における質疑応答を取りまとめたものである。  
河川整備計画(原案)の関連するページを青字にて示している。

No.	意見・提案	回答・対応方針
<b>麻機遊水地第2工区について</b>		
20	麻機遊水地第2工区の計画について、地元では、様々な情報が流れているようで、代替案を含めた麻機遊水地第2工区の計画について、しっかりと河川整備計画にその旨を明記した方が良いと思う。	代替案について、河川整備計画に載せるまでには義務付けられていないが、住民意見交換会を開催させて頂き、代替案の検討についても流域住民にお伝えしていく。
21	遊水地の整備を進めていくに当たっても、地域にとって何が一番重要なのか、県と静岡市とが連携し、十分に検討し合い、一緒になって進めて頂き、地域住民に混乱を招くことのないようにして頂きたいと思う。	巴川流域総合治水対策協議会を設置しており、静岡市と綿密な意見の交換、調整を進めているところである。
22	土地の買収は、県・市どちらの担当か。	第2工区の利用方法にも関わるが、地役権を設定して一部の農地を残しながら、第2工区を整備していく方法も考えられ、この点についても、地権者や静岡市と意見調整を図りながら決めていきたいと考えている。
23	第2工区は、用地交渉、用地買収を経て、実際に供用開始に至るまでには何十年と経過してしまうので、一般市民の考え方に変化が生じ、その利用方法についても、当初計画に対して変更が生じる可能性があると思われるが、その場合、地主さんに説明して理解を頂くのか。	貴重な用地をご提供して頂きますので、地権者の意向はできるだけ反映させていきたいと考えている。しかし、河川管理者として実現が可能なものと不可能なものがあるため、協議交渉を重ねて、ご理解を賜るよう頑張っていく。また数十年経過して、当初計画に対して変更をしなければならない場合は、地権者の方々にご理解を賜るよう説明を重ねて参りたい。
24	第2工区が概ね4区画に分かれているが、用地買収は、何かしらの計画を持って進めていくのか、それとも買収しやすいところから進めていくのか。	早期の事業効果発現という観点から、例えば、巴川本川から洪水を引き込むための「越流堤」が設置される区画から供用開始ができるような形で、段階的な遊水地整備を進めたいと考えている。
25	事業期間について、計画が20年、30年となると、実際にはそれ以上の期間を要してしまうことが予想される。第2工区の事業期間が20年、30年というのは、あまりにも長いと感じるため、本当に20年、30年という期間が必要なのか、また事業期間をもっと短くすることができないのかお聞きしたい。	これまでの総合治水対策事業費は概ね20億円弱であり、第2工区の事業期間を想定しますと30年程度を要してしまう。事業期間を縮めるため、特定都市河川浸水被害対策法を適用し、国に対して、もっとたくさんの事業費が確保できるよう予算要求をしていく。
26	第2工区の計画について、専門の技術者や、事務局の皆さんが検討を重ね、「ここが一番いいだろう」ということで提案されていると思うため、そのまま尊重させて頂く。	-
27	麻機遊水地第2工区について、第1工区、第3工区と同じように、多目的な利用を考慮されているのか。	第3工区や第4工区と同じように多目的な利用を念頭に置いている。しかし、この静岡平野には、平地部が多くない実情もあり、静岡市がどのようなビジョンを持ち、どのようにして市を発展させていくのかということ、静岡市と意見調整を図りながら、第2工区の絵姿を決めていく。
28	可能であれば、田畑のまま残す形で第2工区を整備して頂きたいと思う。「CSR」という視点で考えてみますと、山での植林活動は、多くの企業が実践されている中、「自分たちは何ができるだろうか」と模索している企業もある。第2工区を水田として残して、企業に米栽培を通じた維持管理をして頂くとか、或いは植林にあたって、企業に実施して頂き、その後の維持管理もお願いする等の、行政と企業の長期的な連携を検討して頂きたいと思う。第2工区が普通の公園になってしまうのはとても残念に感じる、可能な限り水田、畑を保全して頂きたいと思う。	現在整備を進めている第1工区では、当初、地役権方式による用地買収をお願いしたが、地域の方々が設立された地権者会を通じ、全筆買収になった経緯がある。第2工区については、「新流域整備計画」を策定した平成11年度に地元にお話させて頂いており、当時は稲作など農業に従事する意欲を持つ方々が多くいらした状況であったが、近年お話を聞かせて頂きますと、後継者不足などもあり、「地域として協力し、ぜひやってほしい」というご意見を頂いている。93haの全てを一度に整備していくわけではない。段階的に整備を進めていく中で、委員の方々のご意見を頂きながら、考えてまいりたい。
29	農地はCO2吸収量が大きいので、農林水産省が、CO2吸収効果のある農地を生かした政策に取り組むという記事が載っていた。遊水地の中には公園等の施設を予想しがちだが、田畑のまま保全しておくのも第2工区の一つの利用方法だと思ふ。	麻機遊水地は、新東名からのアクセスも良く、またJR静岡駅から5kmも離れていない、非常にいい場所である。流通センターも近くにあるなど、遊水地の上にピロティ形式による重要な基地等を設置することも可能であるかと思う。或いは、資料3の2.3のように、池底をT.P.+5.3で掘削する部分には、常時、水が貯まっておりますが、T.P.+6.8になる部分では、既存の農地を残して、水田として利用が可能である。また、麻機遊水地第1工区、第3工区、第4工区を対象に「巴川流域麻機遊水地自然再生協議会」を設立している。将来的には、第2工区を含めた流域全体に自然再生の「わ」を広めていく意味が込められており、貴重な自然環境を残していく場としての利用方法もある。
30	農家が代々守ってこられた土地が単なる公園やサッカー場になってしまうのでは、反発があるかもしれない。しかし、田畑を残し現状と似通った形、或いは自然を活かした形で再現できるのであれば、地権者も安心して用地買収に応じ、事業もスムーズに展開していくのではないかと。思う。	この麻機遊水地の整備にあたっては、第3・第4・第1工区の全て、先ずは「水田のまま残せないか」というところからスタートしているが、社会情勢の中で、水田のまま残すことが出来ず、非常に残念に思っている。よって第2工区についても、水田を残すような形で整備を進めていけることが、理想的と考えている。
31	利用については、事前に、あらゆる可能性を十二分に検討して、「第2工区はこういう使い方をします」と河川整備計画に位置づけて十分に説明して頂きたいと思う。	
32	私は、「森と水辺を育てる会」を設立し、県が買収したグリーンベルトで竹を伐採する等して、もとの広葉樹に戻そうと活動している。そういう中で、「ここでやりたいよ」という農家もいて、「ああ、それならどうぞ、どうぞ」と、「もし責任持ってやられるようだったら、私たち会員と一緒にやってください」、「収穫物等は会の中で、分け合って持っていけばいい話ですから」と言ってお誘いするが、なかなか参加されて来ない。それは、収穫物に対する利害関係の問題が生じてしまうからで、非常に難しい問題があると感じている。	
33	水田をある程度の高さで維持できるのであれば、水田として機能するのではないかと。思うが、掘削して水田の高さを現状より低くすると、作業性の問題等が生じて「とてもじゃないがやる価値がない」ということで、結局農家の方々は耕作をしないのではないかと。思われる。第2工区の場合、池底高がT.P.+5.3ですので、水田は現状の高さよりも低くなってしまい、これでは耕作が非常に困難になってしまうと思う。	原案P68
34	水田耕作の仕方については、地盤が低いと難しい面が多々あるが、やり方次第によるところもある。	
35	水田というと、すごく聞こえが良いのですが、60坪の水田を維持するのは大変である。また稲作の後継者もいないと聞いているため、水田は文化財として残すくらい面積でないと、私は大変難しいのではないかと。思う。	
36	農業の担い手は、この静岡に限らず、大変難しい状況にある。現在、企業だけでなく農家でも、農地規模にして30ha程度の稲作経営をしており、このくらいの経営をしないと稲作で生計が成り立たない状況である。	
37	地役権設定による水田利用では、第2工区の事業費が640億円から何割か安く抑えることが出来るでしょうし、また食糧自給率39%まで落ち込んだ我が国に対して、いくらかでもプラスになることも考えられる。更には、CO2問題に対しても貢献できる可能性があり、河川整備計画ではあるが、地球環境に結びつく部分を有していることは確かなため、この点はしっかり意識していくことが大事だと思ふ。	
38	当地区は農業振興地域で、いわゆる「青地」を除外することになると、いろいろな規制が生じ、現実的に農業が営めるのか、またそこで農業を営む方々を助けるための融資ができなくなることもあろうかと思ふ。農林事務所としても、土木事務所と一体となって、いろいろなアイデア、検討させて頂きたい。	

## 第3回巴川水系流域委員会での意見等

第3回流域委員会(H19.11.28)における質疑応答を取りまとめたものである。  
河川整備計画(原案)の関連するページを青字にて示している。

No.	意見・提案	回答・対応方針
<b>特定都市河川浸水被害対策法について</b>		
39	市街化区域の中で、緑地申請をしている箇所があると思うが、その所有者が何らかの事情で農地以外に転用、或いは何らかの形に開発しなければならないような場合に、いわゆる貯留施設を設置しなければならないのか。	駐車場など1,000m <sup>2</sup> 以上の開発をされる場合、或いは土地を締め固める場合などには、雨水の流出量が増大することになるので、基本的に法の規制がかかることになる。
40	大谷川放水路が完成したことで、流域が大谷地区の方まで広がったと思うが、大谷地区の流域まで特定都市河川流域に含めるのか。	大谷川放水路の流域も含まれると考えている。現状の巴川水系が持つ自然流域に下水道排水区の流域を重ね合わせたものが特定都市河川流域になるとお考え顶きたい。
41	雨水浸透阻害行為について、規制の対象となる規模が、概ね1,000m <sup>2</sup> 以上とご説明が有りましたが、1,000~2,000m <sup>2</sup> 程度の開発では、999 m <sup>2</sup> 以下に分けて申請するという形が多くなると予想される。大規模な開発だけを法の適用にするという考え方は、不十分かと思う。	現在、事務レベルで、静岡市の開発指導課、下水道計画課、河川課の職員とワーキング・グループを設置しており、委員が述べられた点についても検討課題として捉えている。まだ詳細な部分まで検討が進んでいないが、今後詰めていきたいと考えている。
42	法の第19条に、「特定都市河川流域の宅地等以外の土地についても、規制の規模未満のものは、流出雨水量の増加を抑制する必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と書いてある。これは、努力目標というような形で考えているのか、それともある程度の義務或いは規制をかけていくような形を考えているのか。	法で1,000m <sup>2</sup> 以上と明記されておりますので、1,000m <sup>2</sup> 未満の開発については、厳密に解釈すれば、法の適用除外となる。しかし、この巴川流域では総合治水対策も進めており、1,000m <sup>2</sup> 未満の雨水阻害浸透行為についても、流出抑制対策の措置を講じて頂けるよう、指導やお願いをして参りたいと考えている。
43	雨水浸透阻害行為に係る規制は、不動産関係者にとっては大変重要な関心事になるでしょうし、また法を適用した場合に、流域がどのように変化していくのか等、取扱いの非常に難しいものだと思う。	-
44	雨水浸透阻害行為の許可について、土地所有者各々の考え方や利害関係があるので、住民には特定都市河川浸水被害対策法を適用するメリットをしっかりと説明して、理解してもらうことが大事だと思う。また、流域住民にそれ相応の負担を強いる事を県・市も理解した上で、法の適用にあたり、どのような準備が必要なのかも検討する必要があると思う。	雨水浸透阻害行為に関わる調整池について、今後詰めていかなければならないが、巴川の将来計画にあたる50年に一度発生が予想される洪水への対応が図られたとしても、七夕豪雨と同じような雨が降った場合、浸水は防げない状況にある。麻機遊水地の全ての遊水地が完成した場合、開発が一気に進み、現状の遊水区域が恐らくあつという間に市街化区域になってしまうことを非常に心配しており、この点についても、今後この流域委員会の中で、委員の皆様からたくさんのご意見を頂きたいと思うのでよろしくお願ひしたい。
45	特定都市河川浸水被害対策法の適用にあたり策定される流域水害対策計画と、この河川整備計画との関係について、この河川整備計画を策定する上で、流域水害対策計画と河川整備計画の治水部分が全く同じ内容になるということであれば、この法律の指定を受けるか受けないかで随分変わってくることになり、指定されるまで、この河川整備計画の策定が進まなくなってしまうことになるのか。	治水部分につきまして、巴川水系の洪水対策に関わるところが河川整備計画の主な内容になり、社会的に地域への影響が大きい浸水被害に対する対策が流域水害対策計画の主な内容になる。双方の計画に非常に密接なかわりがあるので、原則的には調整を図りながら、同時策定する流れになる。しかし、総合治水対策事業の事業スケジュール等もあり、河川整備計画を少し先行する形でとりまとめようと思っている。取りまとめにあたっては、手戻りが生じぬように、静岡市下水道計画課等と連携を図り、情報提供、事前申し合わせなど、確認をした上で進めていくことになり、流域委員会でも多くのご意見を頂きたいと考えている。
46	治水に関わる部分について、河川整備計画と流域水害対策計画、2つの計画書が策定されることになる。河川整備計画を先行して進めるとのことですが、河川整備計画には、流域水害対策計画を位置づけるのか。	河川整備計画には、特定都市河川浸水被害対策法に関わる部分も位置付ける。
47	法を施行していくと、土地の利用が制限されてしまうので、制限する意味を流域住民にしっかりと説明することが必要だと思う。我々は、この巴川流域で生活していく限り、巴川とはお友だちで、上手につき合っていかなければならず、自発的に流出雨水量を抑制しなければならないという考え方を育てるような広報をお願いしたいと思う。	-
48	特定都市河川浸水被害対策法に関して、清水区の巴川河口域などの下水道普及地区では、「民間も含めて雨水貯留浸透施設の設置が義務化される」とこと、「法的な強制力が非常に強い」という部分が前面に出してしまうと、流域住民が拒絶反応を示すことが考えられるので、丁寧な説明が必要になると思う。	-